

## 議案第16号

### 鳥取県農業改良資金貸付金の返還等に係る和解について

次のとおり鳥取県農業改良資金貸付金の返還及び違約金の支払に係る和解に応じることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 和解の相手方

借受者 境港市 企業

連帯保証人 境港市 個人

連帯保証人 境港市 個人

#### 2 和解の要旨

(1) 相手方は連帯して県に対し平成6年11月25日及び平成7年6月26日に県と契約を締結した鳥取県農業改良資金貸付金（以下「貸付金」という。）の未償還金についての支払義務及び貸付金に係る支払が終わるまでの間に発生した違約金（以下「違約金」という。）全額の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は連帯して貸付金の未償還額16,765,000円及び違約金のうち4,714,109円（以下「和解金」という。）を分割して、それぞれ次に定める期

限までに県に支払うものとする。

ア 和解金のうち貸付金の未償還額 11,479,109円 平成21年12月25日まで

イ 和解金のうちアに定める額を控除した額（内訳 貸付金の未償還額 5,285,891円、違約金 4,714,109円） 平成22年12月24日まで

(3) 県は、相手方から(2)で定めた和解金の全額の支払を受けたときは、違約金のうち(2)で定めた額を超えるものについて、支払請求権を放棄する。

### 3 理 由

裁判所から、相手方が、貸付金及び違約金全額の支払義務を認めた上で、県に対し貸付金の未償還額の全額及び一定額の違約金を支払うことなどを内容とする和解案の提示があった。

その内容について、相手方の経済状況及び強制執行による貸付金の回収の可能性などを検討したところ、県にとって著しく不利益なものではないと判断されるため、和解に応じるものである。